大台町県外予防接種費の助成について（お知らせ）

定期予防接種は、原則県内の医療機関で接種することとなっていますが、大台町では平成２４年４月１日から、県外で予防接種を受けた方に対し、接種料金の一部を助成します。

【対象者】

大台町に住民登録があり、予防接種法に定める接種時期に県外医療機関で定期予防接種を受けた方

【申請の流れ】

1. **接種予定日の1か月前まで** に「県外接種依頼書発行申請書」を健康ほけん課に提出してください

＊大台町から申請書受理後、健康ほけん課から接種医療機関に依頼書を提出します

2. 滞在先の医療機関にて希望する予防接種を接種してください（接種費用は全額自己負担です）

3. 下記の必要書類を添えて、**令和9年3月31日（水曜日）まで**に健康ほけん課に申請してください

必要書類

・大台町県外予防接種費助成金交付申請書（様式第1号・別紙）
・接種した医療機関等の領収書の写し
・予防接種の記録が記載されているものの写し
（母子健康手帳（予防接種の接種記録ページ）または　接種済証等）

＊大台町が書類内容を審査の上、助成金交付の可否を決定し助成金交付決定（却下）通知書を送付し、助成金を保護者へ交付します（口座振込）。

4. 助成金交付決定通知書が申請者様の元へ届き、助成金が交付されます（口座振込）

●県外接種依頼書発行申請書、大台町県外予防接種費助成金交付申請書（様式第1号・別紙）は、町ホームページからもダウンロードできます。　大台町ホームページ→

【予診票】

出生届提出時にお渡しした「大台町予防接種予診票」にて接種してください。

【助成金額】

町が県内医療機関等に委託する予防接種に係る契約単価（別紙に記載）を上限とし、接種費用がそれ未満の場合は、その金額を助成します。

【健康被害救済制度】

・定期予防接種は、予防接種健康被害救済制度による救済となります。

《予防接種健康被害救済制度》

・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり生活に支障がでるような障がいを残す等の健康被害が生じたりした場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

・健康被害の程度等に応じて、医療費・医療手当・障がい児養育年金・障がい年金・死亡一時金・葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。



大台町　健康ほけん課　0598－82－3785